



### 質問 1

配当所得について、配当控除が設けられ、課税優遇されているのは何故でしょうか。

**回答** 法人税と所得税の二重課税を調整するためとされています。

配当控除の制度は、配当を支払う法人を個人株主の集合体と考えて、その法人が支払った剰余金の配当等の原資である法人の利益に対してはすでに法人税が課税されていることから、更に個人株主が受け取った配当について所得税を課税すると一種の二重課税になると考えられるので、法人税は個人株主の所得税の前払いとみて、その課税関係を調整するための手段として設けられています。

配当控除が法人個人を通じて二重課税を排除するための制度とすれば、配当控除率は法人税と同率であるべきで、事実昭和40年前後頃の税法では、配当に充てた法人の所得に対する軽減法人税率と配当控除率とはほぼ同率でした。

しかしながら、その後この制度の適否や効果について、制度面および税負担公平の観点から配当のみの所得者は他の所得者に比べて、所得税の負担が相対的に低く、配当所得者を不当に優遇するものとの批判が加えられるようになりました。

そこで、配当控除率は昭和46年分から課税山林所得および課税退職所得金額を除く課税所得金額が1,000万円以下の部分については10%、1,000万円超の部分については5%に引き下げられ現在に至っています。

なお、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託、国外私募公社債等運用投資信託等および特定外貨建等証券投資信託の収益の分配または特定目的信託から支払を受けるべく配当等に係る配当所得などについては、その収益の内容に利子所得に当たるものや売買益などが含まれているところから配当控除の適用はないこととされています。

医師年金のおすすめ



## 医師には医師専用の 「医師年金」があります

医師年金
検索
<http://nenkin.med.or.jp/>

医師年金について詳しく知りたい	医師年金ホームページをご覧ください。 または、下記までお問い合わせください。 公益社団法人 日本医師会 年金・税制課 TEL: 03-3942-6487 (平日9時半~17時)
受取年金額を知りたい	医師年金ホームページでご加入時の受取年金額のシミュレーションができますのでお試しください。 <医師年金ホームページ▶トップページ▶シミュレーション>
日本医師会に入会したい	入会手続きは、所属医療機関のある市区医師会を通じて行いますので、直接お問い合わせください。 医師年金は「日本医師会会員」で、「64歳6ヶ月未満」の方がご加入いただけます(お申込みは64歳3ヶ月まで)。

20171101510